

平成30年12月25日

## 埼玉県テニス協会ジュニア登録規程凍結について

関東8都県

ジュニア選手並びに関係各位

関東テニス協会  
強化普及本部  
本部長 榎本 正一  
ジュニア大会運営委員会  
委員長 富岡 好平

このたび埼玉県テニス協会は、「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」を4月に発表・実施した後、12月11日に凍結することを決定いたしました。

埼玉県テニス協会は、「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」を発表したときに、規程の内容の登録資格については「在学・在住」を条件とし、その理由を具体的な説明とともに公表し、関係者に理解を求めました。

今回、規程を凍結したのであれば、ジュニア選手をはじめ関係者が凍結理由を理解できるよう説明し、今後の対応について公表すべきであり、当本部・委員会は埼玉県テニス協会にそれらを公表いただくよう要請しています。また、公表がない場合は、当本部・委員会の見解を公表する事を埼玉県テニス協会には伝えてありますが現在のところ、何も公表されていない事から、選手等の不安を取り除き、また急を要する案件であることから、次の通り見解を示させていただきます。

### 凍結の決定について

埼玉県テニス協会ジュニア登録について、(公財)日本テニス協会(JTA)並びに関東テニス協会は登録資格について従来通り「在学・在クラブ」となるよう指導・要請してきました。

JTAは埼玉県テニス協会と直接会合を持つなど意見交換をしてきましたが、埼玉県テニス協会総会の開催にあたり、正確な資料に基づき議論がなされるようJTAの見解並びに会合の内容を示す資料を総会出席者に直接送付いたしました。

また、関東テニス協会強化普及本部・ジュニア大会運営委員会は埼玉県テニス協会主催の関東テニス協会公認ジュニア大会の公認申請について、登録資格(参加資格)が関東の基準に合わず実情に則さないことから公認を却下いたしました。

埼玉県テニス協会は、上記JTAの指導要請、関東テニス協会の決定に鑑み総会を開催いたしました。

### 規程凍結による登録資格と大会参加資格

埼玉県テニス協会が「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」の実施を凍結したことは、問題とされている下記の登録資格 第3条も失効することになります。

(登録資格)

第三条 以下の条件のいずれかに該当していること。

1. 埼玉県に在住していること。但し県外に在学の場合は学校名とする。

2. 埼玉県内の学校に在学していること。

尚、所属名は学校名、又はクラブ名を記す。

これにより、今後の登録資格、大会参加資格は下記の通りとなります。

- ・ 関東テニス協会ジュニア登録資格基準は従来通り「在学、在クラブ」となります。
- ・ 埼玉県テニス協会ジュニア選手登録資格（JPIN 登録）は従来通り、「在学、在クラブ」（埼玉県テニス協会ジュニア加盟団体、高校・中学校連盟に加盟している団体）となり、埼玉県主催関東テニス協会公認ジュニア大会にも参加できます。
- ・ 関東テニス協会のジュニア登録・ランキング制度により、埼玉登録を行い3400000の番号を保持する選手は埼玉県テニス協会にジュニア登録ができ、大会にも参加できます。

※埼玉県登録と関東登録両方を行う必要があります。

4月発表の埼玉県テニス協会ジュニア登録規程(在学・在住)に従い、他の都県に移動した選手及び4月以降に埼玉県在クラブのみ(他都県在住、在学でない)の選手ですでに他都県に新規登録した選手の中で埼玉登録を希望する方は埼玉県に移動・登録できます。

※他都県との二重登録はできません。

#### (公財) 日本テニス協会 (JTA) 登録資格の統一登録基準について

JTAは、隣接した都県の学校への通学や、隣接した都県のテニスクラブやテニススクールに在籍することは、当たり前のように行われてきたという背景を理解し、ジュニア JPIN 試行運用開始前と同様の形で競技会に参加できるよう、以前から関東8都県で行われてきた登録基準を踏襲するようにと述べています。

また、JTAは全国47都道府県に対し、登録資格について調査をしています。「在学・在住」に限定するのは14道県、「在学・在クラブ・規程なし」33都府県となっていますが、ここには関東、関西、東海が含まれていることから、全国ジュニア選手の80パーセント以上を抱える都府県が「在学・在クラブ・規程なし」を採用していることとなります。

このことから、関東テニス協会強化普及本部・ジュニア大会運営委員会は JTA の統一登録基準は「在学、在クラブ」になるものと推測しています。

#### 最後に

4月に制定された「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」に基づき、ジュニア登録選手の他都県への移動、再登録、新規登録が行われ選手を抱えるテニスクラブを始め、関東の都県テニス協会にはご心配、ご苦勞お掛けいたしました。特にジュニア選手には多大なるご負担をお掛けしています。今回の規程実施、そして凍結により多大な迷惑をかける事になった素因を究明し、その責任は目に見える形で取る必要があります。もし主としてその原因が、関東テニス協会強化普及本部・ジュニア大会運営委員会にあるならば、関係者に謝罪し、責任を取る必要があると認識しています。

以上